

日立市交通スマート化有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 市内における効果的な公共交通網の再構築（リ・デザイン）や交通渋滞の緩和（交通需要マネジメント）について、専門的知見に基づく施策を検討するため、日立市交通スマート化有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 公共交通ネットワークの再編に関すること
- (2) 渋滞対策（交通需要マネジメント等のソフト施策）に関すること

(組織)

第3条 有識者会議は、交通工学、交通制御・マネジメント、交通ネットワーク分析、地域公共交通等の学識経験者をもって組織する。

- 2 有識者委員は、市長が委嘱する。
- 3 有識者委員は、施策案等について専門的知見に基づいて意見を述べる。

(任期)

第4条 有識者委員の任期は、委嘱の日から本会議で検討した事業等が完了するまでとする。

(座長及び副座長)

第5条 有識者会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、有識者委員の中から有識者委員の互選により選任する。
- 3 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は座長がかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、座長がこれを招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、有識者会議委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議を持ち回りにより行うことができる。
- 4 会議は、施策案に係る意思形成過程の情報を含むため、原則非公開とする。

(議事録)

第7条 座長は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成するものとする。

2 議事録は、前条第4項に規定する施策案に係る意思形成過程の情報を含む部分を除き、公表するものとする。

(庶務)

第8条 有識者会議の庶務は、都市建設部都市政策課及び共創プロジェクト推進本部において処理する。

(守秘義務)

第9条 有識者会議委員は、以下に掲げる会議の内容について、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- (1) 施策案に係る意思形成過程の情報に関すること。
- (2) その他施策実施に係ること。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、座長が有識者会議委員に諮って定める。

附則

この要綱は、令和8年5月29日から施行する。